

介護老人保健施設ルーエしもつま（介護予防）短期入所療養介護運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人光潤会が開設する介護老人保健施設ルーエしもつま（以下「当施設」という。）が実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条（介護予防）短期入所療養介護は、要介護（要支援）状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練及びその他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|------------------------|--------|--------------|
| （1）施設名 | 介護老人保健施設ルーエしもつま | | |
| （2）開設年月日 | 平成9年7月15日 | | |
| （3）所在地 | 茨城県下妻市江1832番地 | | |
| （4）電話番号 | 0296-44-8000 | FAX 番号 | 0296-44-8121 |
| （5）介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（第0851080010号） | | |

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

常 勤	
管理者	1人 (医師)
看護職員	9人以上
介護職員	25人以上
支援相談員	1人以上
理学療法士・作業療法士	1人以上
管理栄養士	1人以上
栄養士	1人以上
介護支援専門員	1人以上
非 常 勤	
薬剤師	入所者の数を300で除した数以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともにレクリエーションの計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてる。
- (9) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

(利用定員)

第7条 (介護予防)短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

下妻市、筑西市（旧協和町除く）、結城市、八千代町、常総市（旧石下町のみ）

(短期入所療養介護の内容)

第9条 (介護予防)短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切

な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第 10 条 (介護予防) 短期入所療養介護計画の利用料の額及び基本食事サービス費は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 短期入所療養介護が法定受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合とする。

2 入所者が選定する特別な居室等については重要事項説明書に記載する。

3 上記 2 に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(施設の利用に当たりの留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たりの留意事項を以下のとおりとする。

① 面会時間は午前 10 時から午後 8 時までとする。

② 消灯時間は 9 時とする。

③ 外出、外泊は職員に申し出る

④ 飲酒、喫煙は原則禁止

⑤ 火気の取り扱いが必要な有る場合、職員立会いの元で取り扱う。

⑥ 設備備品の利用は使用目的にそって使用する。

⑦ 金銭貴重品は、あまり持ち込まないこととする。

⑧ 外泊時等の施設外での受診は、受診前に施設に必ず連絡し指示を受けることとする。

⑨ ペットの持ち込みは禁止する。

⑩ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

⑪ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事務長を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用設備点検は、契約保守事業者に依頼する。点検の祭は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当る。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練 (消火・通報・避難)・・・年 2 回以上

(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに施設長に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供などに事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規定)

第 15 条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光潤会の就業規則及び職種別の職務規程による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員はこの施設の行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

5 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テ

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第19条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を

現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 21 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第 22 条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努めるものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報の取り扱い)

第 24 条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的(別添)に沿って取り扱う。

(苦情の処理)

第 25 条 利用者からの相談や苦情等に対応する担当者を設置し早期、適切に処理をする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 (介護予防) 短期入所療養介護サービスの提供に関する諸記録は、茨城県条例に定めるものを整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

4 (介護予防) 短期入所療養介護に関する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については医療法人光潤会介護老人保健施設ルーエしもつまの運営会において定めるものとする。

付則

この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は平成 21 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は令和元年 11 月 1 日より施行する。

この運営規程は令和 4 年 8 月 16 日より施行する。

この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。